

審 議 内 容

別紙標準様式（第7条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	第 13 回枚方市自立支援協議会全体会
開 催 日 時	平成 31 年 3 月 8 日（金） 午後 3 時 00 分から 4 時 30 分まで
開 催 場 所	メセナひらかた 研修室
出 席 者	本多会長、長尾副会長、桐山委員、松浦委員、猪鹿倉委員、中川委員、藤淵委員、内田委員、山本委員、河野委員、野川委員、金久委員、阪本委員、津田委員、島本委員、辻委員
欠 席 者	
案 件 名	(1) 6 相談支援センター相談実績報告について (2) 各部会よりの活動報告について (3) 災害に関する報告について (4) 枚方市医療的ケア児支援連絡会議について (5) その他
提出された資料等の 名 称	資料 1 平成 29 年度 6 相談支援センター事業報告 資料 2 枚方市自立支援協議会幹事会・相談支援部会報告 資料 3 精神障害者地域生活支援部会 平成 30 年度活動報告 資料 4 就労支援部会 平成 30 年度報告 資料 5 地域移行部会報告 資料 6 大阪府北部を震源とした地震に係る関係部署の対応 資料 7 枚方市医療的ケア児等支援事業 参考資料 第 6 期枚方市自立支援協議会委員名簿
決 定 事 項	
会議の公開、非公開の別 及び非公開の理由	公開
会議録の公表、非公表 の別及び非公表の理由	—
傍 聴 者 の 数	4 人
所 管 部 署 (事 務 局)	福祉部 障害福祉室

事務局： 定刻となりましたので、ただ今から第13回「枚方市自立支援協議会」を開催させていただきます。

本日は、お忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。私は障害福祉室課長の田中と申します。

まず、初めに事務局を代表いたしまして、福祉部次長兼障害福祉室長からごあいさつさせていただきます。

(末次福祉部次長兼障害福祉室長挨拶)

事務局： 次に本協議会委員におきまして、委員の改選がございましたので、報告させていただきます。社会福祉法人 枚方市社会福祉協議会よりご推薦いただいております 原田 かおる委員より平成30年3月31日付で退任の申し出がありましたので、新たに社会福祉法人 枚方市社会福祉協議会よりご推薦いただいた A委員に、平成30年4月1日付でご就任いただいております。A委員よろしく願いいたします。

(委員紹介)

続きまして事務局職員の紹介をさせていただきます。

(職員紹介)

それでは次に、出席状況を報告させていただきます。本協議会は要綱の規定により、「委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない」と定められています。

本協議会委員16名中、本日出席の委員は16名で、本日の協議会が成立していることを報告させていただきます。

続きまして、お手元の資料の確認をさせていただきます。

(資料確認)

資料に過不足等はございませんでしょうか。

続きまして、次第に従い、本日の案件をご説明させていただきます。

案件1といたしまして、「6相談支援センターよりの事業報告」について

案件2といたしまして、「各部会よりの活動報告報告」について

案件3といたしまして、「災害に関する報告」について

案件4といたしまして、「枚方市医療的ケア児支援連絡会議」について

最後に案件5といたしまして、「その他」についてとなっております。

では以後の進行は、本多会長にお願いします。

会長： それではまず、事務局より、この会議の公開・非公開の取り扱いや会議録の作成方法について、少し説明していただけますか。

事務局： この会議は「枚方市審議会等の公開に関する規定」の第3条に基づいて、従来から原則公開としています。しかし公開する事により会議の公正かつ円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成できない等の理由があれば非公開とすることもできるとされております。

つきましては、会議の冒頭で案件により公開・非公開を決定していただければと考えております。また議事録の取り扱いについてですが、現在、発言内容は原文に近い要約文を枚方市ホームページ等でも公開しております。発言した者の表記につきましては、市民からの要望もあり、氏名の特定はいたしません。最初に発言された方からA委員、B委員というように委員の前にアルファベット表記をつけることとしたいと考えています。例えば、最初に発言されたA委員が3回発言されたとすれば、A委員という表記が会議録に3回出てくるということになりますが、そのような取り扱いでよろしいでしょうか？

会長： ただ今、事務局から説明がありましたが、委員のみなさん、ご意見ございませんでしょうか。

では、本日傍聴希望者はいますか。

事務局： 傍聴希望の方が4名います。

会長： 本日の案件について傍聴許可を委員の皆さんに諮ります。傍聴を許可してよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

会長： それでは傍聴を許可します。

(傍聴者入場)

会長： それでは、案件1「6相談支援センター事業実績報告」について、報告をお願いします。

なお、報告につきましては、本日お呼びした相談支援センターの職員からご報告をよろしく申し上げます。

B委員： 支援センターの報告ということで、最初に支援センター全体のトータルの数字の表とグラフを書かせて頂いているものがきます。最初から報告させていただきますが、全体は1、相談支援を必要とする障害者等の実人数。2番目に相談支援を利用している内訳。3番、支援方法。4番支援内容の数字がここに挙がっています。昨年度の支援センターのトータルの障害者等の実人数は1,011名。障害者別の内訳が乗っております。支援方法も8つの項目に分かれています。支援内容はその内容に即して12項目に分かれて表にもついています。その後6支援センターごとの表と報告がついておりますので、また見ておいて頂きたいと思います。お手持ちの資料の黄色い付箋がついているところから、その支援センターのまとめの文書を作っておりますので、そちらの方を読ませていただきますので、ご覧ください。

1. 相談支援を利用している障害者等の人数及びその内訳。

平成29年度相談支援を利用している障害者の人数は、3障害あわせて1,011名です。そのうち新規利用者は320名となっています。枚方市には主に3障害ごとに2か所ずつの支援センターが設置されています。精神、身体、知的とありますが、他の障害でも利用は可能です。その中にはいくつかの支援センターを複数利用されている方もおられますが、支援センターごとの合計でカウントしています。

新規利用者の主な相談は、病院からの退院支援や、日中通える場所を探したいという相談や、障害が重度化したためヘルパーを利用したい、などがあげられます。また、就労関連では、求職相談とともにハローワークや枚方市障害者就業・生活支援センターなどから就労の前段階として日中の活動の場が必要という相談なども多くみられます。児童の相談は、経路としては市役所からが多くみられます。他に刑務所・少年院などから障害を持った人の退所後の生活相談もありました。

相談の人数が最も多いのは、精神障害者（以下、児童含む）536名で全体の47%となっています。次に、知的障害者342名、身体障害者145名、発達障害者61名、高次脳機能障害者23名、重症心身障害者7名、その他25名となっています。その他はひきこもりや病院の未受診などで障害者手帳を所持されていない人です。障害種別の実人数は1,011名ですが、障害別の内訳人数の合計は1,139名であり、その差は重複障害者となっています。発達障害や高次脳機能障害は、手帳種別に現れにくく、診断名などで判断しているため、実際の数はもう少し多いことが考えられます。

参考までに、枚方市の障害者手帳の所持率は身体71%、療育15%、精神14%

ですが、その障害者数の比率と比べても精神や知的障害の人の相談が多いことが読み取れます。その理由としては、障害の波や漠然とした不安から、人によって1日の中でも変化し、相談や支援が何度も必要となるケースや、自ら情報を得ることや自分の意思を表すことが苦手な人が多いなどが考えられます。

2. 支援方法です。支援方法としては、電話による相談件数が4,116件と最も多く、次に来所2,763件、訪問844件、関係機関574件、同行469件、個別支援会議226件、電子メール73件の順となっています。電話は最も身近な相談として例年一番多い方法となっています。来所は相談支援機関と地域活動センターI型が併設されていることもあり、来所からの相談を受けるケースも多く見られます。訪問は外出が難しい重度障害を持った方や、引きこもりの人への重要なアプローチとなっています。本人に代わって行政手続きなどを行う代行も含まれています。関係機関は情報共有であったり、ともに支援にあたるケースです。同行は単独で行動することが難しい人に関して、一緒に通院、見学、手続きなどで動くケースです。同行や代行は家族状況の変化により地域で単身で生活されている人が増えており、ニーズとして増加傾向であると思われます。また、電子メールは多くはありませんが、聴覚障害の人や、文書で表した方が理解しやすい人に対しての重要な伝達方法となっています。

3. 支援内容。以下にあげているように12項目に分かれています。上から件数が多い順にならんでいます。トータルは15,046件。「福祉サービスに関する支援」「健康・医療に関する支援」は微増しています。「福祉サービスに関する支援」はサービスの内容の理解が難しく、その説明が必要な人への支援も行っています。また、セルフプランにおいては、その作成のサポートや更新時に書類作成の説明を行うことが多くあります。「健康医療に関する支援」は障害者本人の高齢化などがあり、今後も増加傾向にあることが予想されます。「生活技術に関する支援」は、携帯電話の使い方やネット関連の質問が多くなっています。また、「家計・経済に関する支援」は生活費やお金の使い方などの相談が主ですが、2017年度は京阪バスがICカード化されたことで、電子マネーに関する相談も多くありました。日常生活支援用具に関する問い合わせも増加傾向にあります。IT機器が日々変化している中で、障害当事者のニーズと合わなくなっているための問い合わせや要望なども生じています。生活が多様化していることもあり、ヘルパーなど単独のサービスでは対応できないこともあり、どこにどういう支援を求めたらよいかなど、サービスの隙間を埋めるトータルな支援も重要な役割となっています。「就労に関する相談」では求職相談及び就労中の人への仕事継続のフォローも重要になっています。「権利擁護」はDVや裁判関係の支援等です。

4. 全体の現状と課題。相談内容は年々多様化しています。刑務所や少年院

からの犯罪を犯した人の退所後の相談、引きこもりの人の日中活動場所の相談、一人暮らしの支援の中で高齢化による通院入院の同行支援、高齢化する本人及び保護者からの生活に関する相談、事業所の対応についての相談、介護保険対象者からの相談、精神疾患や難病などを併せ持つ人からの相談、退院後の関係機関のサービス調整、緊急対応を要する相談など、様々なケースが挙げられます。また、土日や夕方以降の相談の受け入れのニーズもあるため、部分的ではあるものの平日日中以外の時間帯の地域活動支援センターの開所を行っています。

そして、多様化する相談を受ける中で、社会資源がまだまだ不足しています。グループホーム、ショートステイのニーズは高く、ショートステイなどは緊急で対応が必要な利用者もあり、空き状況を瞬時に確認できるような要望もあがっています。

また、ホームヘルパー、ガイドヘルパー、グループホームの世話人、相談支援専門員などマンパワー不足の問題は近年の恒常的な課題となっています。制度が整備され、利用のニーズがあってもそこに従事するヘルパーなどが見つからないという現状があります。障害児通学支援事業のヘルパーが見つからず、学校に行けないという状況になった例もありました。

このような現状の中、社会資源の選択肢を増やす工夫や医療機関や介護保険事業所、包括支援センター、ホームヘルパーステーション、日中活動の場などの多種機関との連携強化及び緊急時にも対応できる体制作りをめめます。

また、2017年には、障害者が長年自宅に閉じ込められていた事例もあり、障害当事者や家族の孤立化の防止や災害時対応も含め、専門機関との連携だけでなく、地域の自治体や民生委員・児童委員などとも普段から連携し機能的に動けるような関係作りを目指し、障害のある人もない人もともに支えあう地域作りに向けての努力が必要となっています。

国は2020年までに市長村、各障害福祉保健福祉圏域に1か所、障害者等の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障害者の生活を地域全体で支えるため地域生活支援拠点を整備することとしています。必要な機能としては、絶え間ない相談支援体制、緊急対応、専門性の向上、体験機能、地域体制作りなどで、枚方市においても必要な機能です。

このように地域生活支援拠点の整備に向けて、支援センターの役割は大きく、今後の重要な課題です。また、「障害者差別解消法」について施行後2年近く経過しています。多くの相談の中で、「これは差別にあたるのではないか」「虐待にあたるのではないか」などの視点で相談を受けることも増えており、一般の人々はもちろん、障害当事者自身の『正当な権利は主張していい』という権利意識の捉え方として意識改革の一端を担っています。「虐待防止センター」や「差別解消支援地域協議会」にも繋ぎ連携して対応して

いきます。しかし、「虐待防止センター」や「差別解消支援地域協議会」についてまだまだ周知されていない側面があり、これらの事を他人事ではなく全ての人に考えてもらうよう啓発活動にも引き続き取り組みます。

報告は以上です。何かご質問等がありますか。

C委員： 最後の障害者差別解消法が施行されて2年経つ、まだまだ周知がされていないと私も思います。市としては啓発活動はどのような方向で行っていくのでしょうか。

事務局： 啓発活動としましては、自立支援協議会に参加されています皆さまと一緒に「ほっこりひらかた」を毎年啓発事業として行っており、その他、出前講座で市からお話しにいかせていただいたり、市職員に対しましても研修等を行っております。

会長： 他にご意見やご質問はございますでしょうか。ないようでしたら、後でいただいからと思いますので、とりあえず案件1は以上とします。続いて案件2に参りたいと思います。案件2は各部会たくさんございますけれども、その活動報告についてお願いします。まずは幹事会それから相談支援部会の方からC委員。

C委員： ここから案件2ということで自立支援協議会の取り組みということで、幹事会、各部会ということで順次報告したいと思います。私のほうからは資料2と書かれた「自立支援協議会 幹事会・相談支援部会報告」と書かれたものをご覧ください。

幹事会は自立支援協議会の事務局的作用ということで、構成として相談支援事業者の委託相談事業の管理者ということで、相談支援センターわらしべ、パーソナルサポートひらかた、地域生活支援センターゆい、地域生活支援センターにじ、陽だまりの会、クロスロード、そして枚方市から福祉部長の代理として障害福祉室長で行っています。事務局は障害福祉室ということで構成しております。開催頻度としては月1回。毎月開催しております。その中で主に取り扱い内容ということで、色んな議論があるわけですが、特に今年度取り組んだ内容についていくつか報告させていただきます。

まず、部会との運営ということで相談支援部会、サービス調整会議の実施ということで、6支援センターの報告で「こういう相談がありました」ということをまとめていただいているのですが、各センターで挙がってきた相談内容に関する事例検討会というものを定期的に行っております。構成としては6支援センターと障害福祉室で、相談事業を通して地域課題を検討ということで、定期的に行っています。

障害者差別解消法の取り組みということで、障害者差別解消法に基づき「障害者差別解消支援地域協議会の設置」して、年に1回全体会、3月22日開催ですが事務局として参加しています。今年は案件としては地域協議会の取り組みということと、平成30年度障害者差別に関する相談件数・内容についての報告ということが主にされています。それと、毎月幹事会終了時に事務局会議を行っています。事務局会議の構成は、基幹相談センター、上に書いてある6センターのうちの3か所と、それから障害福祉室の担当者ということで、主に挙がってきた相談事例に関する内容の検討や、どういふ対応をするべきかということなどを議論し、その対応にあたっています。

書いていませんが、啓発ということで、一昨年は民生委員協会の各校区の研修会に幹事会の担当が行ってその啓発をはかるということや、必要に応じて求めがあればそういった内容についての研修も行っているということもあります。

それから、枚方市障害者差別防止関係機関会議ということで、これは障害者虐待防止法によって定められている会議への参加ということで、年に1回基幹会議が行われています。主に相談件数やその内容、各機関の取り組みということが報告されています。そして自立支援協議会の全体ということで部会の運営して、地域移行部会、日中活動支援部会、精神障害者地域生活支援部会、就労支援部会を設置して、幹事会で集約しながら行っています。この部会はこの後それぞれの部会から報告があると思います。

次のページ。人材育成ということで、これも自立支援協議会が取り組んでいることです。定期的にやっているのは枚方市ガイドヘルパー養成研修。ガイドヘルパーを養成しようということで、車いす、知的、精神の各コースを年2回、大体8月頃と後期は今日からなんですけど3月に毎年開講しております。年々受講者数が増えたり減ったり増減がありますが、こういった人材育成についても取り組んでいかなければと、数年前から枚方市知的障害者グループホーム世話人養成講習についても取り組んでいます。これは知的障害者福祉ネットワークとの連携実施ということで、知的障害者のグループホームの世話人を養成しようということで、非常になり手が少ないということと、事業そのものがどういった事業かということも浸透していないので、そういったことも含めて、資格ではないが、「こういった事業、仕事がありますよ」ということをやろうと取り組んでいます。

その他の取り組みということで、障害に対する理解を深める研修・啓発ということで、「ほっこりひらかた 2017～創ろう居場所・育てよういい場所～」というイベントとして、「わたしの主張&交流会」を、「共に語ろう自分の思い」という内容で、今年は「わたしの主張」というイベントをほっこのイベントという位置づけで行いました。障害当事者の方が自分の思いを語ろうということで、色んな障害の方が「わたしの暮らし方」ということでグルー

プホームに暮らしてるとか、一人暮らしをしてるとか、そういったことを目指していると、そういうことを聞きながら、それぞれの交流をしようということで、今年の1月6日メセナ枚方にて行いました。参加者は88名。当事者64名と支援者24名ということで。これはもともと知的障害のグループの方が、知的障害の方の生活や、働くってことを考えようということを取り組んできたイベント。色んな障害の人の交流の場にしようということで取り組んでおります。

次は実施予定なんですけど、ドキュメンタリー映画上映会ということで、これは枚方市障害福祉サービス事業者連絡会共催ということで、3月27日「風よ吹け！未来はここに!!人工呼吸器をつけて地域で生きる～ともに生きる力を育もう～」ということで、人工呼吸器を付けた方の生活を描いたドキュメンタリー映画を上映して、なおかつ当事者の方も話をしてもらおうということで、そういった方の生活を考えるということで、イベントに取り組もうと思っております。両方のイベントとも枚方市の広報に掲載して一般市民の方も当然参加ということと、関係機関が協力して参加ということをしております。

それから防災を考える取り組みということで、枚方市社会福祉協議会主催の「淀川防災フェスタ」の参加ということで、11月3日隣のラポールひらかたで参加をしました。色々な防災に関する取り組みの団体が集まって、色々な取り組みを発表する場なんですけれども、自立支援協議会からは「逃げ遅れる人々」という障害の方の被災を描いた映画の上映と、自立支援協議会と関係機関と一緒に作った障害の方、避難所に避難した時にこういうことに配慮して欲しいということを作ったパンフレット「みんなの避難所」の配布。それから各支援センターのパンフの配布、災害支援に関するパネル展示ということで、これは東北の震災や熊本地震の取り組みのパネルの展示に取り組みました。

それから取り扱い案件ということで、枚方市重度障害者入院時コミュニケーション支援事業ということで、入院時に支援が要る人の制度についての検討を行ってきて、できれば来年度以降事業化したいということで、議論しております。

関係会議の参加ということで、枚方市社会福祉審議会、本審及び専門分科会への参加ということで、専門分科会は8月3日実施、枚方市障害者計画第3次、それから枚方市障害者福祉計画第四期の進捗状況についての検討をしたということと、本審に関しては11月9日委員1名。そして大阪北部地震について、これも後ほど報告があると思うんですけど。それから枚方市障害者施設等整備審査会ということで、これも自立支援協議会から委員を出しております。案件ということで役員選任、審査基準の検討、計画概要、審査・選任、次年度の方針案ということで行っております。それと枚方市ひきこも

り等地域支援ネットワーク会議への参加をしております。

昨年から継続して議論してきた内容ということで、幹事会もしくは当事者委員にも参加して頂いて議論してきた内容を二つだけご報告したいと思っています。

ひとつは「65歳問題」ということで、昨年の全体会でもご報告したんですけど、当事者委員にも参加して頂いて拡大幹事会というのを実施して、テーマを決めて議論してきた。その上で全体会で報告、幹事会で議論ということをしてきたのですが、まず「65歳問題」とは、何かというと、障害福祉サービスの事業対象者は身体・知的・精神・発達・難病の当事者とされています。その中で65歳以上または40歳以上の特定疾患の当事者は介護保険を優先して利用することとされています。これにより様々な問題が生じており、このことが「65歳問題」と言われています。これまでの取り組みということで、拡大幹事会、当事者委員を交えた幹事会を開催して意見交換を実施したということと、その意見を受けて継続的に幹事会で議論してきました。

方向性の提案ということで、これは議論の推移なんですけど、これまで行ってきた上乗せ、介護障害福祉サービス併給の確認ということで、介護保険でサービスが不足する場合、障害福祉サービスを上乗せするわけで、その基準を定めているんですけど、それについての確認ということと、知的や精神障害当事者の障害福祉サービスの継続利用ということで、障害特有のニーズへの対応ということで、主に日中活動、作業所に行っている人とか、そういった方が65歳を超えても継続利用していこうということとか、グループホームの利用に関しても継続的に利用できるようなことが、障害特有のニーズへの対応だということの確認。

次から考え方なんですけど、「従前保障」という考え方。制度の移行に伴って、制度の移行に伴うサービスの引き下げに関する課題の検討が必要ということと、もしくは生活の質や障害特有の課題ということで、大きく制度を分けると介護保険と障害福祉サービスは、制度の目的やサービスの内容が根本的に相違している課題。社会参加を軸とした障害福祉サービスと、高齢者を対象にした介護保険とではおのずとサービスの目的が違うんじゃないかと、それを当てはめることの課題をどう見るかということで、そのことにより生活の質もしくは加齢じゃなくて障害特有ということについて少し課題整理する必要があるんじゃないかということで、そういったサービスの利用に関する仕組みの検討が必要ということが今議論されているところです。

それから先ほど少し報告がありましたけれど、地域生活支援拠点整備についてということで、日中支援部会の知的障害者福祉ネットワークの活動の中でまた報告があると思うのですが、地域支援拠点とは何かということで、この後ろのページに国が出している概要図を出しているのもまた見ていた

だきたいのですが、そこに書かれているのは障害の重度化、高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能、相談、体験の機会の場合、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくりを地域の実情に合わせた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築するとされています。国が求める要件ということで、この整備に関しては具体的にこういう形であるというのは次のページにある多機能拠点整備型というのと面的整備型、この二つが示されているだけで、具体的な要件はその前のページの「国が求める要件」ということだけが示されています。それは5つあって、一つは「地域生活への移行や親元からの自立等にかかる相談」、相談支援体制ですよね。そして「一人暮らし、グループホームへの入居等の体験機会及び場の提供」。一人暮らしもしくは地域移行等に向けての体験の場とか機会の提供の場ということで、整備をなさいと。それから「ショートステイの利便性・対応力の向上等による緊急時の受入対応体制の確保」、緊急時に受入できる体制をどう整備するかっていうことですよ。「人材の確保・養成・連携等による専門性の確保」これは総合的な相談支援体制の整備かなと僕は理解しているのですが、この整備ということと、「サービス拠点の整備及びコーディネーターの配置による地域の体制づくり」、これはよく言われる総合相談のシステムをどう作るかっていうことだと思うのですが、こういった5つの要件が国に定められていて、これについても色々な機関で議論されているのですが、集約をしながら自立支援協議会として意見をあげていきたいなと思っています。これは障害者計画第5期に整備が掲げられているので、平成32年(2020年)までに必ず整備をする必要があると定められています。おそらく来年度以降具体的な提案、もしくは必要な財源措置等を求めながら、国からは具体的な財源措置がないので、市としてどうしていくのかを議論して、体制についての提案が必要なのかなと議論を継続しています。

幹事会相談支援部会からの報告は以上です。

会長： ありがとうございます。只今の非常に多岐にわたるご報告ですけれども、ご質問なりご意見ございますか。

D委員： 今報告がありまして、最後の方の2点、非常に今後の地域に関しては大きなテーマなのだろうな。ひとつが「65歳問題」。これも全国的に障害者の政策の中心的な問題になっております。今の話にあったように「従前保障」という様な、これはわたしの聞いたところによると、北欧なんかではやはり65歳という介護保険介護システムというのがあるみたいですが、障害の人に関してはそれ以前の制度をそのまま65歳以降も続けて利用できるという、スウェーデンなんかはそうらしいです。それは国民の理解を前提として

いると思うのですけれども、日本もこれからどうしようかという部分で、やはり先進的な社会保障に関して取り組んでいる諸外国の諸地域というものをひとつの参考にして、というのは非常に必要なことなのだろうなと思っています。具体的にどのような方向でこれからまとめられるかはわかりませんが、その様に沿った方向が望ましいのだろうなと思います。

そして二点目の「地域生活支援拠点整備」、これも今後大きな中核的な問題になりますが、国がトップダウンで降ろしてきてるシステムでもあります。ここで言う地域生活というものがこれまで、例えば枚方で作ろうとしている地域生活と同じ部分と違う部分とがあるように思います。全国的に平均水準的な地域生活という障害の体制、これは障害者の若年層のみならず高齢者も含めた部分になってきますから、言葉としては「包括」という言葉を国は使っているのですが、「インクルージョン」というのは、日本で言われている「包括」とは若干違って「包摂」。地域の中に分離体制ではなくて様々な障害だけではなく色々な方たちと一緒にやっていくという、若干ニュアンスが異なる部分があるかなと思っています。そこをきちっと捉えながらやっていく必要があるかな。今まで私なんかも「インクルージョン」つまり「統合」ってすごくいいんだと思っていたのですが、それは「インクルージョン」から言わせればひとつの垣根があるという考え方もあると思いますので、どの様な方向に向かっていくかというのは「地域生活支援拠点整備」を機会に、枚方の中でももう一度確認しながら、そういう言葉の使い方とか理念の方向性が必要かなと。若干全国的な国の制度っていうのは医療的な部分も含めて、少し、社会生活重視よりも「親亡き後」、いわゆる中核の大きなシステムを中心に動く気配がありますので、それが今後の地域にとってメリットなのか、逆にデメリットになってくるのか、考えながらやっていく必要があると思います。意見という部分で、よろしくをお願いします。

会 長： ありがとうございます。他にご意見なりご質問があればお願いします。今の問題提起ということで、今すぐここでとはなかなかいかないと思いますけれども、そういう課題も認識して頂いて進めていただきたいと思っています。ご意見がなければ続けて報告を進めたいと思います。よろしゅうございますか。それでは精神障害者地域生活支援部会の方からE委員宜しくをお願いします。

E委員： 精神障害者の地域生活支援部会を担当させて頂いております。私のほうからは今C委員の方でも話をさせていただいたのですが、地域の中で65歳になるまでにどういった暮らしをしていくか、65になって高齢の対象になってどういった風に考えて暮らしていったらいいのか、支援をしていったらいいのかという、そういう地域の中での暮らしっていうのが課題にこれからなっていくのだろうなというのはあるのですが、精神障害者の部会では、ひとつは精神

科病院に入院されている方々の生活をどうして取り戻していったらいいかというひとつのテーマは、ある面では地域にいる我々にとってもひとつの大きな役割ではないだろうかという前提としての考え方がありまして、ちょうど2012年に枚方が中核市になったくらいの時期に、部会を始めた時ですね、精神科病院に入院なさっている方々への地域移行の手伝いを部会の中でみんなで取り組んでいこうということをやりました。これが地域生活支援部会での地域移行の訪問面接という取り組みになっています。今年で7回やっているのですが、トータルかなりの数の方々に合わせていただいてやってきたのですが、今現に我々が日々取り組ませてもらっている方が、そこに16名プラス今年度やった対象の方になると思います。これは何回かお話してのりで聞いたというのもあると思うのですが、枚方市内にある医療機関に入院なさっている、今は入院後3年から5年の方々、その方々に枚方市内の相談支援部会に参加している構成団体の方々に協力していただいて、2人ペアで医療機関からあげていただいた3年から5年の方々と訪問をさせてもらい、面接をさせて頂く。その方々の意向もあるのですが、医療機関とその方々のご希望に沿って個別の支援をしていくと言う動きなんですね。これを会の中に参加されている相談支援以外に市内の福祉サービスを提供されている方、もちろん精神障害だけでなく全ての障害を担当されている相談支援の機関の方々や、市内の医療機関、精神科の病院で働いているPSの方々、それから包括支援センターの方々とか、色んな委員がおられまして、その方々と一緒に行っています。その中でそこに書いておりますように、今現在それだけの数なんですけど、この7年くらいの間はかなり変わってきたかなという部分がありまして、いくつか書いています。全体的に精神科病院から地域にできるだけ移行させていこうという動きというのは国の政策でもあり、その流れもありまして、1年以内に退院される方がかなりの数、6割以上はされている。その中でなおかつやっぱり残されていく方々っていうのは3年なり5年なりという形で残っておられるということで、去年から入院から3年から5年という様に対象者を変えていったんですね。今年はその方々にお会いしている。非常に細かなんで、変化してますのは、医療機関の側が非常にこの取り組みをうまく活用されているかなということと、対象者の入院されている方々が今までは「そんな外部の人間と会いたくない」という様子だったのが、ある程度外部の人間の受入にかなり柔軟になってきていただいて、それと「出たい。外で地域生活したい」という方々が結構増えてこられてると感じています。

そういう取り組みを我々がしていったって、ひとつの大きな部会の活動でもあるのですが、一方で部会に参加されている関係団体で、各々のところから事例の検討、事例を出していただいて、具体的にどういう取り組みをやっていくかということをお話しています。

その中で退院されて地域で暮らすことを始めた方、あるいはずっと地域で在宅で暮らされていた方々、今高齢化の問題とかいろいろ出されてきたのですが、その方々が精神病院という機関は別途にしてですね、やはり同じような課題を抱えてきている。高齢化の問題であったり合併症の問題であったり、あるいは地域との関係の作り方であったり、様々な課題を抱えている。その方々の地域定着や、地域での生活をつくるということのお手伝い、そのへんがたくさん出てきているなあと思っています。

特に今年の訪問面接の対象の方というのは、昔であれば、退院することはほぼなかっただろうな、例えば事件とか、色んな知的な課題を持ってられてとても退院できなかつたりという、そういう方々、今までずっと病院におられた方が今挙げられてきている。本人も出たいと思っておられる。そういう方々がこれから地域に出てこられて、わたしたちが何を出来るのかなというところを、地域全体で考えていく仕組みを作っていくかといけなかなと思っています。今回は会員、プラス色んな方々に出ていただいて、病院から出ていただくことの関わりと、地域で生活をどういう風に個々の必要なことに対して必要な支援の体制を組んでいけるかということと一緒に考えていく、ひとつの基盤になる組織みたいなことで動いていければいいのかなと思っています。以上簡単ですが、このような内容です。

会 長： ありがとうございます。今のご報告についてご質問なりご意見がありますか。ひとつだけ、わたしお伺いさせて頂きたい。「他圏域に入っておられる方の・・・」、最後の方に書いてありますけれども、これはこれからの課題というところになりますか？まとめのところ。

E委員： 実はですね、枚方市内の医療機関なので、他市の方がいっぱい来ておられるんですね。その方々の地域移行はやってきたんです、ある程度。枚方市民で他市におられる方々があまりやっていない。そこは問題だというので、今それを「6.30調査」って年に一回精神はあるんですが、その方々の調査の結果で枚方市民で特に三島の方とか高槻の方ですよね、あの辺におられる方が多いな。この方々「完解・院内完解」といって、「もう病院に入院している必要がないですよ」という方々。その方々を今年はですね、何とかしないとという検討をしています。ただ本当に人と時間が無いので、その中の全ては出来ないのですが、その中の何から動かしてもらったらいいかをみんなで検討したいなと思っています。

会 長： ありがとうございます。他に何かご意見ご質問ございますでしょうか。ないようでしたら続きまして、就労支援部会からF委員お願いします。

F委員： 私は就労支援部会の30年度の報告をさせていただこうと思います。資料4を見ていただければと思います。

平成30年度、精神障害者の法定雇用率の算定基礎に見込まれるということで、雇用率が30年4月から変わった国の動きでありました。皆さんもご存知の障害者雇用率に関してはいろいろなニュースが昨年、今年と出ておりますが、新たなサービスとして就労定着支援事業というのが平成30年度からスタートしております。就労移行支援事業と就労継続支援事業と二つに分けてスタートしているという状況です。

また昨年度から枚方の就労支援部会に関しましては、三つのワーキングを設置致しました。それぞれが2番の活動実績のところにも書いてありますが、「就労支援の定着ワーキング」。ここは就労移行支援事業所が中心になっております。また「共同販売ワーキング」、それと「共同受注・優先調達推進ワーキング」。この3つのワーキングを昨年度29年度からスタートしております。事業所間の連携を促進させるということと、それぞれの事業所が感じている課題をみんなでどのように解決していくか、解決する力をみんなでどうつけていくかという、ワーキングとしてはそういう狙いがあります。

具体的にはここに書いてありますように、就労移行支援事業、定着支援事業、これの認知度の向上。なかなか協会の方であっても「就労移行支援というのはどういう事業なんですか」ということであったり、「継続支援事業ってよく分かりません」というご質問もまだまだ受けます。その辺りの認知度を上げていくこと。共同販売、共同受注のワーキングに関しましては、就労継続B型事業所、もともと授産施設といわれていたところですね。こちらの事業所が入って頂いております。自分たちの事業所で作った商品のブランディング、販売のための宣伝、これにSNSをどのように活用していくか。こういった課題に取り組んだりですとか、共同受注、裏面に共同受注体制のイメージ図というのがありますが、色々な企業さんから「うちこういうお仕事があるんですが、どこかこの商品を作るのをやってもらえませんか」とか「こういった加工のお仕事があるんです」とか、こういうお仕事のお話が一事業所に入ってきて「うちでは今は体制的に無理ですね」とお断りするということがやはりあるらしいのですね。これですと、せっかくの機会がなくなってしまうということで、共同受注体制で組むことで、自分の事業所では受けきれない業務を他の事業所とシェアできたらいい。一事業所ではある程度規模が決まりますよね。このあたりを大きな規模で、もう少し単価の高いお仕事を受け入れるような形。そういう形のネットワークを新たにつくっていくというイメージ図になります。こういうことを立ち上げていくにあたって、どのような形の基盤整備をしていく必要があるか。このあたりの仕組みづくりに取り組みました。活動実績のほうには書いてあるのでまた目を通していただければと思います。

共同販売のワーキングに関しては、関西外大の課題解決型授業というのがありまして、そちらの方とも共同で取り組ませて頂きまして、先ほどいったSNSを活用したりということに関しては、若い大学生なんかのほうが知識や実際応用するということは生活に密着していますので、このあたりは非常にたくさんご意見を頂きまして、ご提案をうまく活用させていただいたかなと思います。

次年度に向けましては、就労移行支援事業所、現在枚方市に9ヶ所あるのですが、半数ほどが定員割れをずっと続けているような状況です。やはり周知が足りない部分もあると思うのですが、せっかくの機会、就職をしたいという方と、こういう事業がある、実際に活用したらどういうメリットがあるのかというところがきちっと結びついていけるような方法論をさらに提案していくということ。それから共同販売のワーキングに関しては、今年度活用させてもらったSNSをさらに磨きをかけていけるような形も含めて、営業販売戦略ということですね、販路を拡大し、売り上げ確保によって当事者の方の工賃の向上を図っていくこと。先ほどの共同受注の仕組みづくりを進めていくうえで、リーフレットやウェブを使った情報発信、目標工賃達成指導員、営業部隊の戦略など、色々続けていくかなと思います。

画面に平成29年度の実際の大阪府の就労継続B型事業所の平均月額工賃というのを載せています。大阪府の平均は11,575円となっております。平成28年度と比べると平均ですと376円上がっています。決して高いとは言えない金額です。枚方市の平均月額工賃が10,674円。この金額をどう捉えるかということになってくるのですが、目標設定としては月額15,000円。これを設定しているもので、ここに向かってどういう方策が考えられるか。先ほどの共同受注という体制作りを進めていく中で、枚方市からも官公需の受注ということも含めて考えていく必要があるかなと。どういうことであれば官公需の受注にも繋がっていくのかということ、この共同受注システムを作っていくながら両方同時進行という形で進めていけたらと考えています。工賃の支払い総額というところを見ると、延べ利用者数6,566名に対しての支払いが7,008万円という状況なのですね。実際に平均月額15,000円を達成しようと思うと、単純に計算しても9800万ほどの総支払額がないと達成することが難しいですね。それを考えると約3,000万くらいまだまだ全然足りていないので、ここに向けて進めていきたいと思っています。必要経費を抑えていくということも、共同受注システムには一緒に取り組んでいけるかなというところもありますし、どうしても人材不足がこの業界叫ばれているという状況もありますので、このあたりでも今後も取り組んでいく必要があるかなと思っています。報告は以上とさせていただきます。

会 長： ありがとうございます。就労支援部会の方からご報告いただいたのですけ

れども、ご意見ご質問とかございましたら。なかなか単年でどうのというのは少し難しいのかなという気もしなくはないですけれども、他に何かご意見ございませんでしょうか。ないようですので、次は地域移行部会の方からご報告よろしくをお願いします。

A委員： 私の方からは地域移行部会、具体的には枚方市の知的障害者福祉ネットワークで取り組みました内容につきましてご報告をさせていただきます。

知的ネットの中で30年度多く取り組んだ内容が、先ほど支援センターの事業報告からも課題としてございましたグループホームのニーズが高まっている中で、世話人の方とかマンパワーが不足しているという状況がございます。その点で具体的に一点は、現在、知的の関係で9法人ございます。そちらの世話人の方214名に現状についてアンケートを行いました。こちらの内容についてひとつ取り上げさせていただいております。それともうひとつは幹事会の報告でもありました地域生活支援拠点ですね、こちらの取り組みについて報告をさせていただきます。

まず始めにグループホームの世話人のアンケートでございます。資料にもございますように、グループホームの利用者は平成27年度で300人、29年度には354人ということで年々増加しております。グループホームは障害のある人が地域で暮らすための重要な選択肢で、ニーズも高く今後ますます増加すると考えられております。そういった中で、先ほども申しましたが、グループホームの課題としてそれを支えていただく世話人の方の人材不足と、今現在世話人をして頂いている方の高齢化というのが大きな問題となっております。そのへんに一点を置いた内容で、知的ネットに所属する9法人の214人からアンケートを回収して分析しております。その中の一部を抜粋してご報告させていただきます。

まず世話人の平均年齢でございます。61.1歳ということで、60代70代の方が世話人全体の70%を占めているという現状がございます。今後を考えると世代交代が必要になってくるというようなことかと思えます。現在世話人になられた方の理由としては、お知り合いから誘われているという紹介が多いという状況で、高齢者の方が必然的に多くなっています。世話人同士の幅を広げる工夫が求められているということでございます。

世話人になっていただいた方の仕事についてのイメージということですが、世話人になっていただく前は「仕事の内容が分からない」「閉鎖的で近づきにくい」「しんどい」というようなイメージだったのが、世話人を経験して頂いた後は「あたたかい」「役に立つ」「やりがいがある」とプラスに転じているというような意見をたくさん頂いております。逆に夜勤ということもあって「眠れない」「休みが取れない」というような意見も出ております。利用者・当事者のイメージと致しまして、世話人をされる前は「分から

ない」「純粹」だったが、実際関わっていただくとイメージがプラスに転じているという状況がございます。

世話人の仕事にやりがいを感じているかどうかというところにつきましても、68%の方が「利用者のふれあい」「成長や笑顔」「誰かの役に立つ」などですね。不安や不満、悩みを持ちつつも世話人の大半がやりがいを持って取り組んでいただいている仕事だという風を感じているという結果が出ています。

そういったような項目から踏まえて、アンケートの結果から見えてきた、特に人材確保のための今後の方向性ということで書いております。先ほど高齢化というお話をさせていただきましたが、幅の広い年齢の人材を確保するため、知人等の紹介に限らず、広報誌、求人誌への掲載の仕方を工夫したり、定年退職後の方の人材をどうやって活用するかとか、市役所さんや消防署の方、退職者の方にも知っていただいて就職を促すような機会を作ってもらえるふうに働きかけるといこともひとつの具体的な例でございます。

「知的障害者のことが分からない」「世話人の業務が分からない」という方がたくさんいらっしゃる現状を踏まえて、知的障害のある人やグループホームについての理解を深めるということで、来年度ですね、民生委員協議会と連携して研修で知的障害やグループホームについて、そこにお住みの地区にある施設ですとかグループホームが懇談を持って頂くような機会を作っていきたいと考えております。アンケートの内容、細かいことにつきましてはまた別途必要であれば言っていただければと思います。

それともう一点、地域生活支援拠点事業の整備について。先ほどC委員からもございましたけど、そちらについても障害者等の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えて地域全体で障害の方を支えるために色々な整備を平成32年までにしていけないといけないということで、今年度生駒市の視察をしております。生駒市の状況につきましてはこちらに書かれている通りです。緊急受入事業ですとかグループホーム体験事業、一人暮らし体験事業などを実施されております。市の補助とか実績については記載の通りです。緊急対応の事例は1件ということで、拠点を考えるとそんなに相談はなかったという状況でございます。

「2. 国の動き」枚方市としてということで書いております。国の動きにつきましても、みなさんご存知の通りだと思うのですが、こちらの方に書かせて頂いております。

「3. 枚方市として」でございますが、先ほど報告にもございました、平成32年度までに整備が必要だという状況を踏まえて、緊急時の受入や体験の場の保障など、社会資源の活用の仕方を模索していくということと、先ほど面的整備と多機能型、二つの提案があるということですが、面的整備、それぞれの機能や役割を果たしながら、具体的には相談事業所や日中活動事業所な

ど、さまざまな福祉サービス事業所の連携のあり方を、昨年の地域移行部会の提案も含めて再構築していく必要があるということで、今後も検討を重ねていながら、役割などの支援の体制について話し合う機会を持ってもらえるように繋げていくということでまとめをさせて頂いています。報告については以上でございます。

会 長： ありがとうございます。今地域移行部会からご説明がございましたけれども、これにつきましてご意見・ご質問、先ほどからの話と重なりますけれども、あれば宜しくお願いします。

G委員： 先ほど生駒市の市の補助という話が挙げられているのですけれども、これに対して枚方市の現在の補助はどのようになっているのでしょうか。教えて欲しいです。

事務局： 地域生活支援拠点事業自体は枚方市のほうではしていないので、具体的な市の補助をどういう風にしていけるのかというのを検討していかないといけない現状ですが、体験事業や、似たようなことを部分的にやったりということはあるので、それに対して補助や委託料という事業も無いわけではないですが、地域生活支援拠点事業としてやっていく上ではどういった補助制度が効果的なのかということについては、これからじっくり考えていかないといけないのかなと思っていますところ。答になっているかどうか・・・。

会 長： まだまだこれからのことだということなのですかね。「緊急の受入」って簡単に書いてあるけど、緊急の時だけ人が来たって、職員がいたって仕方ない話ですからね。そうするとなかなかこれ期間は短いようではけれども、大きな課題かなと思いますのでご検討よろしくお願ひしたいと思いますが。他にご質問とかご意見ございますでしょうか。

 ここまでが各部会の報告だったのですけれども、これまでのところでもご意見やご質問があったらお願ひしたいのですけれども、いかかでしょうか。

H委員： 先ほど「65歳問題」の時なかなか・・・グループホーム・・・だったんですけども、わたしが今障害者の当事者会のほうに参加してまして、病院とか自立障害者の方で入院されている方で、その方たちの入院から退院に向けての、今後生活がどのようになっていくのかなっていう、わたしたち自身の体験みたいなものをお話させてもらったりとかしているのですが、その中でも最近顕著に出てきているのが、高齢者から障害を受容する。65歳以上になって中途障害になっているという方がたくさんおられます。そういう方たちは退院した時から介護保険という制度しか枠としては当てはまらない、今の制度

の中では、中途障害にならないときには介護保険とか利用していなくて、日常生活を送られていたわけで、たまたま障害を受けたから人の介助を受けて日常生活をしなければならなくなったわけで、そこを65歳以上で障害者になったから介護保険を利用しなさいっていうのもなかなか大変かなとは思いますが、そういうところも枚方市独自で考えて頂けたらすごく嬉しいなと思ったりしています。今の「65歳問題」も実際に福祉サービスを受けている人、わたしもそうですけど、実際65歳になったから介護保険に移行するということが同時に、65歳以上の方が途中で中途障害になっているというのもありえます。皆さん同年代なので、そこらへん良い案があれば嬉しいなという様なことも検討して頂けたらなと思っています。以上です。

会 長： ありがとうございます。今仰っていたように、65歳を越えてから障害をお持ちになって、例えば「就労Bを利用したい」と言われたらどうなるのか、という話になってくるかなと思うのですが、そういうことも含めてですけれども、65歳というのが単に年齢の切り口だけではなくて、検討して頂くといいんじゃないかと思うのですが、

D委員： 確かに65歳という年齢ではなく、ある一定の状況の中では全ての方が同じサービスを受けられるという状況に、非常に意識が高くなればそうなると思うのですが、一方で、今の政策を見ているとやはり介護保険の利用者のパイと障害の利用者のパイというのは、比較にならないほど高齢者のパイが大きい。その中の一番の問題はたぶん財源問題。どのように考えていくかとなると、今あがってきたように統合問題も決して無くはない。この方向をどの様に全体的に考えていくか、非常に難しい問題ですね。

先にC委員の方から出たように、今の障害の方が高齢になった時の体制もまだまだ一定的な状況が作れていない、国も示せていない、その中でまず今の障害の方が利用しているサービスを高齢になってもどのように維持させていくのかというのも、市にとっては大きな判断をしていく必要があると思います。

その次に今H委員が言われた、同じ状況におられる方に年齢の枠ではなく、という方向が、介護保険に合わせられるのではという非常に難しい問題があるのだろうなと。逆に言えばたぶんこちらから言わなくても出てくる可能性が決して少なくないです。それは出てくるというのは、介護保険に合わせるというのが決して少なくないシステムが提起される可能性もあるのだろうなと。今の意見なども含めて意識的にこういう場で話し合っておくというのは非常に重要なことなのだと思います。

会 長： ありがとうございます。他に、これに関してもそれ以外でもご意見ご質問は

ございますでしょうか。またあれば後ほどでも宜しく申し上げます。
では引き続きまして、案件の3です。災害に関する報告について、これは市の方から申し上げます。

事務局： それでは大阪北部を震源とした地震にかかる関係部署の対応についてということで、ご説明をさせていただきます。お手元の資料6をご覧ください。まず始めにこの地震の概要について、発生日時は今から9ヶ月ほどになりますけれども、平成30年6月18日の午前7時58分ごろでした。地震の規模を示すマグニチュードは6.1となっておりまして、茨木市、高槻市、枚方市などで最大震度6弱を観測しております。大阪府内ではこの地震によって6人の方がお亡くなりになっておられます。

続いて「1. 主な被害状況」などについてですけれども、これは1月31日現在把握しております市内の人的被害の状況と、住家被害の状況、地震の際に開設しました避難所の開設状況について記載をしております。

まず①の人的被害につきましては、軽症者が23人となっております、死者・重傷者の方はございませんでした。②の住家被害につきましては、全壊が1件、半壊が12件、一部損壊6,880件となっております。③の避難所の開設状況につきましては、最も多い時で第一次避難所53カ所の全てを開設し、避難者数は平均で273人となりました。

次に、「2. 関係部署の対応について」ですけれども、福祉部と長寿社会部では地震発生直後から連携して対応してきたところがございますので、本日は福祉部・長寿社会部の主な対応状況についてご説明させていただきます。

まず、(1) 要配慮者への対応につきましては、民生委員・児童委員に対しまして、65歳以上の一人暮らし高齢者など、地域で関わりがあるお困りの方への安否確認や避難の呼びかけへの協力を市のほうから改めて要請しました他、高齢者サポートセンターやケアマネージャーが介護保険の利用者や、普段の活動で把握している要介護者への安否確認を行いました。

改正災害対策基本法に基づく避難行動要支援者名簿につきましては、東日本大震災の教訓を踏まえて、平成25年の法改正により全国の市町村で作成が義務付けられたものとなっておりますが、昨年6月の地震発生時点では本市でのこの名簿を作成しておりましたが、民生委員・児童委員や自治防災組織へ提供しようとしていました矢先にこの地震が発生したために、今回は活用ができておりませんでした。その後の豪雨や台風の追加の際には、名簿の登録者の中で土砂災害特別警戒区域に指定された区域にお住まいの方に対しまして、電話や訪問などを行いまして避難を呼びかけるために活用致しました。なお、昨年度秋以降情報の提供に同意した方々の名簿を民生委員・児童委員や各校区の自主防災組織へ順次提供させて頂いております。

次に(2) 相談窓口の開設につきましてはですが、障害者・高齢者の方で地震に

よる被害に遭われた方や、不安に思われている方を対象とした相談窓口を昨年6月25日に障害福祉室と地域包括ケア推進課にそれぞれ設置を致しました。相談件数は障害者相談窓口が19件、高齢者相談窓口が9件でした。

次に(3)その他についてですけれども、ここでは福祉部と長寿社会部における上記以外の主な対応を記載しています。

①と致しまして、福祉部では6月20日に社会福祉協議会内に開設しました災害ボランティアセンターにおいて、被災した住居の片付けにお困りの高齢者などにボランティアを派遣するなどの対応を行ったほか、大阪府が実施しました義援金の配分への対応や、生活保護受給世帯への被害状況の把握や、安否確認に努めました。

②の長寿社会部では、市職員や高齢者サポートセンターの職員が各避難所を巡回訪問し、避難所での生活に配慮が必要な高齢者へ車椅子や段ボールベッドの貸し出しの手配や、ショートステイの利用等につきまして支援を行いました。

資料の2ページ目に記載しております「健康部と子ども青少年部の対応」につきましては、時間の関係で説明を省略させていただきますので、後ほどご参照くださいますようお願いいたします。

最後に、今回の大阪北部地震におきましては、国や大阪府、近隣の自治体などの支援を受けながら、本市の全部局におきまして職員が全力で必要な内容に努めてきましたが、市内で震度6弱を観測したのは初めての経験だったこともありまして、様々な課題も浮かび上がってきたところでございます。近い将来高い確率で発生することが懸念されています南海トラフ地震をはじめとします自然災害に備え、今回の経験を今後の防災対策に活かしていきたいと考えております。以上で案件3の説明とさせていただきます。

会 長： ありがとうございます。今市のほうから北部地震についての対応状況のご説明がございましたけれども、これについてのご意見、ご質問等ございますでしょうか。

H委員： 資料6の「避難所開設状況」のところで、避難者数が最大273名ということですが、この中で障害当事者の方は何人かおられたか、というところは分かりますでしょうか。

事務局： 今資料としましては当事者の方の人数等を把握したものはございません。すいません。

H委員： 分かりました。それですと、先ほども仰られていたように、この間の地震のことも色々あって、わたしたちもグループで災害時の勉強会みたいなのを色々しているのですが、一時避難所にですね、まず優先ということで、毎回災害につい

て自立支援協議会で聞かせてもらった時には「福祉避難所等ありますけども、まずは一次避難所にといいこと」でいいこととお話を頂いていいです。それはそれで理解できるんですが、それに向けて枚方市の方で、避難所に障害者が避難した時に、どの様な形で避難所を設立させていけるのかとか、そういったシミュレーションとか避難訓練とか、そういった形のを何か企画して頂いたら嬉しいなと思っっています。ちょっと他市ですけども、この30日に大阪府の南の方でそういった企画があるので参加しようかと思っっているんですけども。そういったグループワークとか、実際当事者がその時どうしてあげなければいけないのかとか、避難所に行ったけど帰れと言われたら帰るしかないですし、避難所にいない限りは避難所に届いた食べ物とかそういったものを受けられない、自宅避難の場合はですね。という話も色々聞っっていますので。そういうところに向けて、今でも怒ってもきりがないくらいみんなが声を高らかにあげておられるので、何かそういうことで企画していただけたら有難いなと思っっています。一応そういう提案も。

会 長： 市の方、どうですか。

事務局： 今ご質問いただきました、まずは第一次避難所へという話ですけども、市のほうでもとりあえず福祉避難所については二次的な避難所という考え方をしておりまして、避難される方はまずは小学校等の一次避難所に移って頂きまして、そこで要介助者の方に対するサポートができるような、名称の方は具体的に定まっっていませんけれども、福祉避難室のようなものを設けて対応できればという様な検討もしているところがございます。要介助者の方に対して様々な取り組みを考えていかないといけないと考えているんですけども、地域によっても避難所開設訓練をされている校区もございまして、これから全校区でそういう動きが広まっっていけばという様なことも期待しているところがございます。

会 長： 宜しくご検討お願いします。他にございましてか。

D委員： 先ほどのH委員の質問に重なるんですけども、避難者で障害者人数が把握できていないというのは、今持ち合わせておられないのか、そもそも障害者枠としての数字は挙がっていないのか。もし挙がっていないとしたら、今後このような状況になった時に障害者がどこに避難したかという把握みたいなことを考えておられるのかどうか、教えて頂けますか。

事務局： 先ほどのご質問ですけども、人数についての資料を今持ち合わせていないというのが正直なところでございます。今回の枚方市の被害は茨木市、高槻市に比べて比較的少なかったということもございまして、避難者数も273人がピーク時

で、先ほどご説明させていただきましたように、近い将来の災害に備えて要介助者の方が避難された時にどのような対応が取れるかっていうことについては、長寿社会部や危機管理室のほうとも連携して様々な検討を行っていきたいと考えています。よろしくお願いします。

D委員： 把握するシステムを作られるかどうか、もし無いのであれば。まだそこまで検討していない？

事務局： 避難者名簿については各避難所で作成することになっておりまして、危機管理室で一元的に集約して把握していると聞いておりますので、もしそういう方が避難されたら数字の方は把握できるようにはなっています。

D委員： 今回も一応は把握はできている。ここに持ち合わせがない？

事務局： そうです。全体人数の数字がここに無いものですから。

D委員： また教えていただければ。お願いします。

会 長： そうですね。ものはついでと言ったら大変失礼ですけども、よそであった話ですけども、障害や高齢の方がよく利用される貸し館とか貸し部屋がございますね。ここもそうでございますけれども、そういった時に利用されている最中に災害が起こった時に、その対応のための避難とかのマニュアルを備えていないところが多いという様に聞いております。台風なんかは事前に利用中止ということもありえるのでしょうけれども、今日みたいな状態の時に、突然動いた時に、ここで足止めをくってしまうという前提で、ここから移動するとか、ここにずっといるなら備蓄をどうするとか、それから後の移動の手段とか、そういった全体を含めた避難計画を持ち合わせて、会館運営の事業所がないのではという様に聞いています。もしお持ちであれば大変失礼やと思いますけれども、そういう指定管理をおやりになった時には、そういうことも仕様書の中に入れていただくとかいうこともあり得るのかなと思いますので、高齢者、障害者の方が利用される貸し館、貸し室の対応ということも是非検討のタイトルにあげていただけると有難いと思います。他に何か。

I委員： ソーシャルワーカー、MSW 代表ということで参加しております。

今の避難所のことに関してなんですけれども、障害者・高齢者に限らず、最近のご自宅で電気を使って在宅療養をされている方が非常に多くて、例えば慢性呼吸不全の方で在宅の酸素療法を使っている。濃縮機を回しているという方が非常に多くおられるのですけれども、やはりそういった方は地震で停電にな

ったり、昨年の台風で大阪の泉州地域の方では大規模停電が数日続いたりという様なことがあったりして。やはり電気を使って在宅で生活をしている方が多いので、やはり先ほど一時避難所がまずは最初の受入先、その次に福祉避難所ということですが、会長が仰られたように例えば一時避難所から二次の福祉避難所へ移動する時の移動方法はどうか、あとは避難所の設備です、電源関係がどのようになっているのか。マンパワーとしてそういった避難所での医療的ケアに当たられる方がどの程度配置をされているのか、見込みとしてあるのか。私自身枚方に住んでいるのですが、福祉避難所というのが枚方に何箇所あるのかというのが分からないので、そういう設備のことと、マンパワーのことと、あとは福祉避難所がどういったところにあるのかを教えてください。

事務局：　　まず移送のこと、移送については現在検討段階で移送手段をお持ちの事業者等との協定等を検討していきたいという段階です。設備については、第一次避難所については小学校等にディーゼル式の発電機を危機管理室の方で配置しております。また、環境部の方で太陽光発電システムを設置しているところもございますけれども、まだまだ電気については、酸素療法されている方に十分な対応ができるかという難しい面もあるのではないかなと思います。医療的ケアの人員に関しては健康部の所管になるかとは思いますが、まだ具体的に何人とかお答えできる段階ではないかなと考えております。最後の福祉避難所の数、市の方としましてはラポールひらかたと、津田の方にあります総合福祉センターを福祉避難所に指定することになっております。市内の特別養護老人ホーム等とも協定を結んでおりますので、そういった施設でも活用を考えているところでございます。

会　長：　　他にないようでしたら次の案件に参りたいのですが。

H委員：　　今お答えいただいた中で、一次避難所には充電用の発電機が全ての学校に備えられているということで理解していいでしょうか？先ほど仰られて、ふと、勉強会の中でやっていたのは、北海道地震の時にブラックアウトになって、呼吸器メーカーの方が人工呼吸を使っている方々のところにバッテリーを持って本州から海を渡って皆さんの家を駆けずり回ったという話を聞かせてもらいました。枚方でも大阪府でもブラックアウトにならないとは限らない時に、呼吸器のバッテリーみたいなのは9時間であったり12時間であったりという限度が決められているバッテリーばかりなので、そういったものをいくつもいくつも皆さん持っているかというところもそうでもない、そこから充電したりというところで、どういう方法があるのかなというのをみんなで話した時に、ストップしたままだったので。今お話を聞かせてもらって、そういう一次避難所に充電の設備があればすご

いいなと思ったので、一次避難所にあるのであれば皆さんにお伝えできるなと思ったので、質問させていただきます。宜しくお願いします。

事務局： ディーゼル式発電機につきましては、全ての小学校に危機管理室が設置しておりますが、酸素療法の方とかが使われる十分に電気をまかなえるかどうかというのは、先ほども申しましたように、ちょっとどうなのかなという部分も残っています。

会 長： では案件の4、枚方市の医療的ケア児支援連絡会議について市のほうからお願いします。

事務局： それでは、資料7枚方市医療的ケア児等支援事業についてご説明させていただきます。まず事業概要ですけれども、近年の医療技術の進歩を背景に、人工呼吸器や経管栄養などの医療的ケアが必要な障害児、医療的ケア児が増加しております。このため国におきましては医療的ケア児が地域において必要な支援を円滑に受けることができるよう、地方公共団体に保健、医療、福祉その他の関係関連分野の支援を行う機関と、連携調整を行う体制の整備に関し必要な処置を講ずることとし、市町村が定める第1期障害児福祉計画における成果目標及び活動の指標として、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置と医療的ケア児等コーディネーターの設置が義務付けられました。

これをもって本市におきましても国の基本指針、また大阪府の基本的な考え方を踏まえまして、先年度作成しました枚方市障害児福祉計画第一期で、同協議の場の設置とコーディネーターの配置を記載しているところでございます。関係機関による連携のイメージ図としまして、この資料の中ほどに書いております、医療的ケアを必要とする医療的ケア児を中心としまして、それぞれ相談支援事業所であるとか、病院、訪問看護ステーションであるとか、関連する機関がそれぞれ連携を行いながら支援を行うということがイメージ図で示しております。

具体的に一点目の医療的ケア児等支援のための関係機関の設置なんですけれども、今のところ名称としましては「枚方市医療的ケア児等支援連絡会議」という名称を考えております。目的としましては、医療的ケア児が在宅生活をする上で、医療、保健、教育、保育、福祉等、関係する関係機関が意見や情報交換を行い、緊密に連携して対応できるよう協議の場を設置するということになっております。今現在想定している参加機関としましては、医療分野におきましては医師会、歯科医師会、地域の中核病院、小児科診療所、訪問看護ステーションなどを考えております。保健分野につきましては枚方市保健所、保健センター。教育分野につきましては交野支援学校、児童生徒支援室。保育分野につきましては子育て運営課。福祉につきましては障害福祉事業者連絡会、自立支

援協議会、児童発達支援センター、今回設置するコーディネーターの方、それと障害福祉室でございます。なお事務局としましては障害福祉室が行うと考えておりまして、4月以降に立ち上げる予定でいます。

裏面に参りまして、医療的ケア児等とコーディネーターですけれども、目的としましては医療的ケア児とその家族の方から様々な相談を受け止めて総合的に対応し、安定した在宅生活を送ることを支援するというを目的にしております。

役割としましては、人工呼吸器を装着している障害児や日常生活において経管栄養や痰吸引の医療的ケアが必要な障害児等の支援ニーズや地域資源の状況を把握し、医療、保健、教育、福祉等の支援やサービス等を総合的に調整するという役割を考えております。

対象資格としては、医療的ケア児等の支援を総合的に調整する役割を担いますので、主に看護師であるとか障害福祉の相談支援専門員などを想定しております。

なお、医療的ケア児コーディネーターに関しましては、都道府県に対してコーディネーターに養成研修を実施することが義務付けておりまして、来年度になるんですけれども大阪府の方が府内の市町村向けに医療的ケア児コーディネーターの研修を行う予定ですので、そちらの方に参加していただくことも考えております。

配置につきましては、地域の基幹相談センターに1名、一か所に1名、全体で1名を配置していくと考えております。以上でございます。

会 長： ありがとうございます。今の医療的ケア児の支援につきましてご意見ご質問ございますでしょうか。

H委員： 一点だけ教えてください。教育の部分で支援学校以外の地域の教育機関に行っている医療的な子どもに関しては、この児童生徒支援室が担当するということになるんですか。

事務局： そうです。

H委員： 分かりました。

会 長： 他にいかがですか。もう近々始まるということですが、ご意見なりご質問ございますか。ないようでしたらその次に進みたいと思いますけれどもよろしゅうございますか。
それでは最後に案件の5の「その他」というところに移っていくんですけれども、これは事務局の方からお願いします。

事務局： 本協議会の現委員のみなさんの任期は平成32年11月30日までとなっております。また少し先のこととなりますが、その際には各団体に委員選任の願いをさせて頂くこととなりますので、この場をお借りしてお知らせいたします。よろしくお願い致します。

会長： という任期のお話ではありましたが、他に今日の全体の会議の中で様々なご報告なりご意見が出たかと思えますけれども、他に何かご意見なりご質問を頂きたいのですがいかがですか。もう出し尽くした感じですかね。よろしゅうございますか。もしもないようでしたら時間が早いんですけども、本日の案件についてはこれで終了ということになりますが、よろしゅうございますか。それではこれを持ちまして第13回の枚方市自立支援協議会を終了致します。どうも長時間ありがとうございました。